令和8年度　教育旅行推進強化事業

学校に対する事前・事後学習支援

「アドバイザーオンライン派遣」アドバイザー登録等に関する要綱

第１条　目的

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が実施する「令和８年度　教育旅行推進強化事業　学校に対する事前・事後学習支援『アドバイザーオンライン派遣』」における派遣アドバイザーの登録、派遣等に関し必要な事項を定める。

第２条　登録条件

アドバイザーは次に掲げる事項に該当する者について、OCVB が登録したものとする。

（１）国内に拠点がある者。

（２）OCVB 以外での講師（ガイド）歴がある者。

（３）特定の分野において優れた知識・技能および豊富な経験等を有する者。

（４）常に公平・公正な視点で講話ができる者。

（５）派遣申請者の講話希望内容に添った講話ができる者。

（６）沖縄への修学旅行を発展させるために積極的に貢献しようとする熱意と意欲を有する者。

（７）暴力団、暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

（８）前各号に掲げるもののほか OCVB が適当であると認める者。

（９）オンライン講話に対応可能な者。

第3条　登録手続き

1　アドバイザーの登録を受けようとする者は、アドバイザー登録申請書（様式第９号）及びアドバイザー紹介ページ掲載内容申請書（様式第 10 号）を OCVB に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出があったときは、OCVB はその内容の精査及び面談（講話内容のプレゼンテーションを要する）を実施し適当と認めた場合は、アドバイザーとして登録することができる。

3　令和 7 年度より継続してアドバイザー登録を行う者は、令和 8 年度アドバイザー登録説明会に参加しなければならないものとする。ただし、やむを得ず参加できない場合は、OCVB との個別面談にてその代替とする。

4　前項の規定により登録する旨を決定したときは、アドバイザー登録証（様式第 11 号）により通知するものとする。

第４条　登録の有効期間

アドバイザーの登録の有効期間は、登録の日から令和９年３月 31 日までとする。

第5条　登録内容の変更

アドバイザーは登録した内容に変更がある場合は、速やかに OCVB へ報告をするものとする。

第6条　登録の取り消し

OCVB は、次の各号に該当する場合は、登録の取り消しをすることができる。

（１）　登録を継続しがたい理由があると認めたとき。

（２）　提出された書類に虚偽の記載、重大な過失があった場合。

（３）講師として不適格と認められた場合。

（４）アドバイザーが派遣に関して不正や、計画通りに行わないなど怠惰その他不適当な行為をした場合。

（５）アドバイザーがこの要綱に記載された内容に違反した場合。

第７条　業務内容

1　アドバイザーは次に掲げる業務を行うものとする。

（１）派遣申請のあった学校に対し、自らの専門分野について講話を実施する。

（２）　派遣実施前までに、派遣申請者から提出される「講話内容シート」を基に講話内容を組み立てる。(対象者の実情に応じ視覚的効果の高い表示媒体を利用して講話を行うものとし、その際著作権等、権利関係に違反しないものとする。)

（３）**派遣実施 14 日前までに**、派遣先学校担当者と連絡をとり、担当者の意向に沿った講話になるよう、内容のすり合わせを行う。

（４）派遣に係る手配について、OCVB と調整を行う。

2　アドバイザー派遣業務が天候や災害、学級閉鎖等のために実施ができなかった場合は、OCVB 及び派遣申請者と調整を行い、中止または日時を変更して実施すること。

3　アドバイザー自身の都合で業務が遂行できないと判断された場合は速やかに OCVB 及び派遣先学校担当者へ連絡を入れること。

4　上記業務内容の遂行が不可と認められる場合には、派遣及びアドバイザー登録を取り消すものとする。

第８条　派遣の決定

1　OCVB は、第３条において登録されたアドバイザーの中から適した者を選定し、当該アドバイザーと協議の上、派遣を決定する。

2　OCVB は、前項の規定により派遣の決定をしたときは、当該アドバイザーに対してアド

バイザー派遣要綱に基づくアドバイザー派遣要請通知書（様式第４号）により第７条に規定する業務を行うことについて依頼するものとする。

第9条　派遣の取消

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、派遣を取り消すことができる。

（１）事前・事後学習会等の開催を申請者から中止の申請があったとき。

（２）派遣の決定後、承認を受けずに計画の変更をしたとき。

（３）計画変更等により講師派遣が不適格と認められるとき。

第10条　業務報告

1　アドバイザー**派遣実施後 14 日以内に**、アドバイザー派遣要綱に基づくアドバイザー派遣実施報告書（様式第７号）と請求書（様式第８号）及びその証憑書類を提出し、業務報告をするものとする。

2　上記業務内容の遂行が不可と認められる場合にはアドバイザー登録を取り消すものとする。

第11条　謝金の支払方法

1　OCVB から支払われる謝金は、令和 8 年度　教育旅行推進強化事業　学校に対する事前・事後学習支援「アドバイザーオンライン派遣」における「アドバイザーの謝金等に関する要綱」に基づき決定する。

2　OCVB は請求書を受理した日から 30 日以内にアドバイザー指定の金融機関の口座へ日本円で振り込むものとする。なお、振込手数料は OCVB が負担する。

第12条　謝金の返還命令

提出された書類に虚偽の記載、重大な過失があったとき、すでに支払済みの経費があった場合は、期限を定めてその返還を命ずることができる。

第 13 条　研修会・交流会および報告会等への参加

アドバイザーは、ブラッシュアップ研修会・交流会および報告会等をOCVBで主催する際には参加をすること。

第14条　その他

この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

附則　この要綱は、令和８年4月1日から施行する。